

## Ⅲ. 計画の基本的考え方

---

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標と基本施策
3. 本計画とSDGsの関連性
4. 重点的な取組



## Ⅲ. 計画の基本的考え方

### 1. 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義されています。

大川市では、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、全ての人々が、お互いの人権と個性の多様性を大切に、自らの意思により、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、2018年に「大川市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、大川市、議会、市民、事業主等、地域組織及び教育に携わる者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる事項を定めており、第3条に6つの基本理念が掲げられています。

本計画は、この条例の基本理念に基づいて、大川市の男女共同参画の推進を図ることを目的とします。さらに、「第3次大川市男女共同参画計画」の基本理念を以下のように定めます。

男女が尊重し合い、共に活躍できる  
社会の実現

## ■ 「大川市男女共同参画推進条例」に掲げられた基本理念

- ① 男女が個人として、尊厳が重んぜられ、直接的又は間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。
- ⑤ 教育の果たす役割の重要性に鑑み、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること。
- ⑥ 男女共同参画社会の実現に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行われること。



## 2. 計画の基本目標と基本施策

本計画の基本理念を実現するために4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標別に基本的施策を定めて取組を進めます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

男女共同参画社会の形成には、家庭生活、職場、地域活動、政治の場などさまざまな分野において、男女共同参画を推進していく必要があります。そのためには、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で意識的に男女共同参画を実践していくことが重要です。しかしながら、私たちの心の中には、長い時間をかけて形作られてきた固定的性別役割分担意識が存在しており、知らず知らずのうちに日々の行動に影響を与えています。

市民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担に捉われず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場面において活躍できるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を浸透・醸成していきます。(条例の基本理念：①、②、⑤、⑥)

基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

基本的施策2 男女共同参画教育の充実

### 基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の土台となるものです。

男女が生涯に渡り健康で安心して暮らせるように、性に対する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また「DV防止法」に基づき、DVやデートDVを防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。(条例の基本理念：①、④、⑥)

基本的施策1 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

基本的施策2 生涯を通じた健康支援

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

---

男女共同参画社会の形成には、個々人の意識改革を進めることに加えて、社会の制度やしくみなども利用しながら、男性も女性も一人ひとりが個性と能力を活かすことができる社会環境を整え、実質的な面から男女共同参画に取り組んでいくことが重要です。

近年、国をあげて男女共同参画が推進され、社会のあらゆる分野において女性の活躍が増えてきてはいるものの、政策・方針決定の場はいまだ男性が中心となっていることが多く、女性の参画は十分ではありません。

いきいきと活気のある大川市を築いていくためには、「男性が、女性が」など性別にとらわれず、すべての市民が活躍できるまちとなることが重要です。このため、市の政策・方針決定過程への女性参画を進めるとともに、地域においても男女共同参画を推進し、男女が共に活躍するまちづくりを目指します。(条例の基本理念：①、③、⑥)

**基本的施策 1 政策・方針決定の場への女性参画の促進**

**基本的施策 2 地域における男女共同参画の推進**

## 基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

---

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現の場でもあり、私たちの生活の中で大きな比重を占めています。そのため、男女共同参画社会を実現するためには、労働分野における男女共同参画を進めることが不可欠です。

近年では、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>(仕事と生活の調和)の推進などにより、労働面における環境整備に注目が集まり、女性の積極的な登用や男性の育児休業取得など働き方を見直す動きが出てきています。

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援の充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。(条例の基本理念：①、③、④、⑥)








**基本的施策 1 職業生活における男女共同参画の推進**

**基本的施策 2 仕事と生活の両立への支援**






















## 3. 本計画とSDGsの関連性

「大川市第6次総合計画」では、SDGsの理念のもと、各分野の計画を推進するものとしており、本計画においても男女共同参画の推進は、17のゴールのうち以下のゴールと関連しています。

### ◇ 関連するSDGsのゴール

 <p>3 16歳未満の子供を健康に保ち、全体的な健康を促進しよう</p>	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 <p>5 ジェンダー平等を達成しよう</p>	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### ◇ 基本目標別のSDGsとの関連性

基本目標	対応するSDGs
基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透	   
基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援	     
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進	   
基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進	    
総合的な計画の推進	 

## 4. 重点的な取組

「第2次大川市男女共同参画計画」の成果と課題や市民意識調査の分析結果及び大川市男女共同参画審議会による意見と検討を踏まえて、本計画における以下の施策について重点的な取組として推進していきます。

### ◆基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

施策(2) あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進

基本的施策2 男女共同参画教育の充実

施策(1) 学校教育における男女共同参画教育の推進

市民への啓発については、あらゆる世代の市民が男女共同参画についての理解を深めることができるよう、市報等の広報物に加えてインターネットを活用した情報発信を行うなど、意識啓発や情報提供の方法を工夫するとともに、市民に分かりやすく伝える広報に努めます。PTA活動などの地域の団体に対し、研修会を実施する際に男女共同参画に関連するテーマを取り上げるよう働きかけを行います。

教育現場においても、性暴力やデートDVを防止するための教育について、子どもたちの実態を把握したうえで、福岡県の事業等を活用しながら系統的、計画的、継続的な実施を図るとともに、教職員に対しても研修機会の充実に努めます。

### ◆成果指標

○「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に「反対」の割合

現状値 53.9% ➡ 目標値 60.0%

○「子どもたちに対する人権教育、男女平等教育の充実が図られた」と感じている割合

現状値 36.6% ➡ 目標値 50.0%

◆基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

基本的施策1 女性に対する暴力の根絶と被害者支援  
 施策(1) 女性に対する暴力の防止  
 施策(2) DV相談体制と被害者への支援

DVの早期発見、早期解決に向け、あらゆる世代の市民がDVについての認識を高めることができるよう、地域や団体に対して市が行うセミナーや講演会への参加を積極的に働きかけるなど、意識啓発と情報提供に努めます。

DVの相談窓口の周知については、医療機関等での相談カードの設置など、民間の企業や団体にも協力を求めながら、より一層の周知に努めます。DV被害者の相談対応には細かい配慮が求められることから、DV相談専用電話の設置や相談を受ける職員の研修を検討するなど、被害者が安心できる相談体制の充実に取り組みます。

◆成果指標

- 配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験のある人のうち誰かに相談した割合  
 現状値 32.8% ➡ 目標値 40.0%
- 「生涯を通じた女性の健康支援が図られた」と感じている人の割合  
 現状値 37.4% ➡ 目標値 55.0%

◆基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本的施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進  
 施策(1) 審議会等委員への女性の登用促進  
 基本的施策2 地域における男女共同参画の推進  
 施策(1) 地域における男女共同参画推進活動の支援  
 施策(2) 地域の役員等への女性の登用促進

審議会、委員会等委員への女性登用を促進するために、「大川市審議会等委員への女性参画推進要綱」に基づく全庁的な取組として、各担当課が女性登用の意義を理解し女性委員の積極的な登用を行うよう、意識改革に取り組みます。

地域においても女性の役員登用を促進するため、地域活動における固定的性別役割分担等の慣習解消に向け、より一層の啓発活動の推進を図るとともに、女性人材の発掘と育成を推進します。地域での区長や委員の選出方法の見直しや女性の登用が促進されるよう区長会や町内会に対して働きかけを行うなど、行政が積極的に地域に関わり取組を進めます。

#### ◆成果指標

---

○審議会等における女性委員の割合（地方自治法第202条の3に基づくもの）

現状値 34.3% ➡ 目標値 40.0%

○区長における女性の割合

現状値 2.0%（1人/50人） ➡ 目標値 10.0%（5人/50人）

○農業委員における女性委員の人数

現状値 0人/15人 ➡ 目標値 2人/15人

---

#### ◆基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

基本的施策1 職業生活における男女共同参画の推進

施策（1）均等な雇用機会と待遇の確保

基本的施策2 仕事と生活の両立への支援

施策（1）男性の家事・子育てへの参画促進

施策（3）子育て・介護等を行う労働者の就業環境の整備

職場における均等待遇の確保や家庭における男女共同参画を推進するため、国や福岡県の資料などを活用し、事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を男女共同参画の視点で進めるよう、継続的に啓発を行います。

市内の「子育て応援宣言企業」を市報等で紹介する等、両立支援やワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む市内事業主の市民の認知を高め、事業主が子育て応援やワーク・ライフ・バランス推進に自主的に取り組む気運を高め、市内の企業・事業所等への意識啓発につなげます。

#### ◆成果指標

---

○創業セミナーを受講し起業した（女性の）延べ人数

※事業開始時からの累計

現状値 34人（7人） ➡ 目標値 59人（20人）

○子育て応援宣言企業数

現状値 36社 ➡ 目標値 75社

---